

Q9-8 移転価格関連の具体的計算について教えてください。

移転価格監査準則には、独立企業間価格の算定方法として、以下の方法が挙げられています。

1. 独立価格比準法
2. 独立取引比準法
3. 再販売価格基準法
4. 原価基準法
5. 利益比準法
6. 利益分割法
7. 収益法
8. その他財政部の認める方法

以下、その内容を簡単に説明します。

1. 独立価格比準法(移転価格監査準則第 14 条)

Comparable Uncontrolled Price Method、頭文字をとって CUP 法と呼ばれる方法で、特殊な関係にない売り手と買い手が分析対象の取引と同様の状況下で同様の有形資産取引、サービス取引、資金融通を行った場合の対価の額を独立企業間価格とする方法をいいます。この方法は、取引に高度の類似性が求められます。

2. 独立取引比準法(同第 15 条)

Comparable Uncontrolled Transaction Method、頭文字をとって CUT 法と呼ばれる方法で、特殊な関係にない売り手と買い手が分析対象の取引と同様の状況下で同様の無形資産の移転もしくは使用許諾を行った場合の対価の額を独立企業間価格とする方法をいいます。この方法は、取引対象の無形資産の比較可能性や取引当事者のおかれた状況の類似性が高度に求められます。

3. 再販売価格基準法(同第 16 条)

Resale Price Method、頭文字をとって RP 法と呼ばれる方法で、同種の棚卸資産を非関連者へ販売する際の価格から、通常の利益額を控除したものを独立企業間価格とする方法をいいます。

4. 原価基準法(同第 17 条)

Cost Plus Method、頭文字をとって CP 法と呼ばれる方法で、棚卸資産の売り手が、その仕入または製造に要した原価に通常の利益額を上乗せしたものを独立企業間価格とする方法をいいます。

5. 利益比準法(同第 18 条)

Comparable Profit Method、頭文字を取って CPM 法と呼ばれる方法で、比較可能な非関連者間取引の特定年数の平均利益率をもって独立企業間取引の利益率とする方法をいいます。利益比準法で用いられる利益率には、営業資産利益率(営業利益/営業資産)、売上高営業利益率(営業利益/純売上高)、ベリレーシオ(売上総利益/営業費用)、その他財政部の規定する利益率指標があります。

6. 利益分割法(同第 19 条)

Profit Split Method、頭文字をとって PS 法と呼ばれる方法で、関連者間取引の参加者の活動が高度に統合されており、単独で評価ができない場合に参加者全ての営業利益に対する各参加者の貢献度により各参加者に配分すべき営業利益を計算する方法をいいます。

7. 収益法(同第 19 条の 1)

Discount Cash Flow、頭文字をとって DCF 法と呼ばれる方法で、無形資産取引の価値を算定する方法として、2020 年度の法人税確定申告から移転価格算定方法に追加されました。無形資産が将来に生み出す期待キャッシュ・フローを現在価値まで割り引き、当該無形資産の価値を算定する方法です。また、収益法の適用性を評価する際、財務予測の正確性および信頼性、成長率、割引率、経済的残余耐用年数、税効果などの条件を考慮が必要となります。

移転価格監査準則には、取引形態ごとに採用すべき移転価格算定方法が以下のように規定されており(同第 10 条～第 13 条)、これ以外の方法は財政部の認可が必要です。

| 算定方法 | 有形 資産 取引 | 無形資 産 取引 | サービス 提供 | 資金 貸借 |
|----------|----------------|----------------|------------|----------|
| 独立価格比準法 | ○ | — | ○ | ○ |
| 独立取引比準法 | — | ○ | — | — |
| 再販売価格基準法 | ○ | — | — | — |
| 原価基準法 | ○ | — | ○ | ○ |
| 利益比準法 | ○ | ○ | ○ | — |
| 利益分割法 | ○ | ○ | ○ | — |
| 収益法 | — | ○ | — | — |

営利事業者の独立企業間価格の決定には、その取引形態により認められた方法の中から最適な方法を選択しなくてはなりません(同第 7 条第 1 項第 2 号)。また、評価は個別取引ベースで行うことが原則とされていますが、取引間に関連性が高い場合は、それらを一体として移転価格を算定することも認められています。

また、以下の場合においては、個別取引分析は免除されています。

1. 政府機関または公営事業が当該取引に参加している。
2. 関連者間取引参加者の全てが台湾の租税減免措置や過去 10 年の間に発生した繰越欠損金を使用していない。
3. 同一形態の関連者間取引の年間取引総額が NT\$1,000 万以下である。なお、同一形態の関連者間取引の年間取引総額が NT\$1,000 万を超えていても、同一関係会社との取引が NT\$500 万を下回る場合は、当該取引対象との関連者間取引については個別取引分析が免除される。
4. 台湾の租税減免措置や過去 10 年の間に発生した繰越欠損金を使用しておらず、申告利益率が同業利益率よりも高く、かつ関連者間の年間取引総額が NT\$2,000 万以下である。ただし、営業収入、営業原価項目以外の取引項目の場合は、年間取引総額が NT\$1,000 万以下である。
5. 関連者間取引が金銭消費貸借取引に属し、資金提供者の利息収入が台湾銀行の当年 1 月 1 日の基本貸付利子率にて計算した金額よりも多く、かつ提供資金が NT\$3 億以下である。または、資金使用者の利息費用が台湾銀行の当年 1 月 1 日の基本貸付利子率にて計算した金額よりも少なく、かつ提供資金が NT\$3 億以下である。